

お知らせ

税

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）

平成25年4月の年金支給分から国民健康保険税を特別徴収（仮徴収）される人（一定の要件を満たす場合）に、3月末頃に納税通知書兼特別徴収開始通知書（仮徴収）を送付します。

1. 特別徴収となる人の要件

国民健康保険に加入されている人で、次の要件をすべて満たす人（世帯主）が、国民健康保険税の特別徴収の対象となります。

- ① 世帯主が国民健康保険加入者
- ② 世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳
- ③ 世帯主の介護保険料が特別徴収されている
- ④ 世帯主が受給している年金が年額18万円以上
- ⑤ 特別徴収される介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主が受給している年金額の2分の1以下

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は、特別徴収にはなりません。

2. 特別徴収の対象となる年金

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金で、受給額が年額18万円以上の年金が特別徴収の対象となります。

複数の年金を受給している場合は、次の優先順位により特別徴収される年金を決定します。複数の年金から重複して徴収されることはありません。

- ① 厚生労働大臣（国民年金・厚生年金・船員保険の順）
- ② 国家公務員共済組合
- ③ 農林漁業団体職員共済組合
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤ 地方公務員共済組合（公立学校共済組合を含む）

3. 年金からの特別徴収月

仮徴収は、年税額決定前の4月・6月・8月の支給年金から特別徴収します。

年税額決定後は仮徴収税額を差し引いた残りの額を10月・12月・2月の支給年金から特別徴収（本徴収）します。

4. 特別徴収から口座振替での普通徴収に変更することができま

す。特別徴収の停止は、「申し出」書面による「申し出」が必要です。

日の翌月から3か月日以降の最初の年金支給月からです。停止月以降の納期から口座振替での普通徴収に変更します。

※期別による口座振替となり、全期前納の申込者も変更後は期別納付となります。（納付書による納付には変更できません。）

3月末日までに「申し出」した場合、6月以降の特別徴収を停止し、7月（第1期）から口座振替での普通徴収となります。

口座振替による納付で滞納した場合、特別徴収に切替えることがあります。世帯主以外の口座から引落しを希望される場合でも、納税通知書等の送付先は世帯主（納税義務者）あてとなります。

必要なもの

- ① 国民健康保険税納付方法変更申出書
- ② 山武市口座振替依頼書兼自動振込利用申込書（依頼者控）

※新たな口座振替での納付や、異なる口座で振替納付をする人は、「申し出」前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。

※既に口座振替納付している人は

②の提出は不要。

③申出者（世帯主または世帯員）の身分証明書

④ 印鑑（自動印不可）
5. 所得税・市県民税申告時の社会保険料控除

1月から12月までの一年間に納付した国民健康保険税は、実際に支払った人が所得税確定申告や市民税県民税（住民税）申告の社会保険料控除とすることができま

す。年金から特別徴収された国民健康保険税は、特別徴収された本人以外の人の社会保険料控除として申告することはできません。

ただし、「申し出」により口座振替による納付に変更した場合は、口座名義人の社会保険料控除として申告することができます。

6. 年金保険者からの通知

年金保険者からの「年金振込通知書」等に記載される国民健康保険税額は、市からの「納税通知書」と同じ保険税であり、重複して徴収するものではありません。

税額が変更された場合は、市から送付する通知をご確認ください。

課税課市民税係

☎(80)1281



商工

経営力強化保証制度

経営力強化保証制度とは、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関※と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された制度です。

※認定経営革新等支援機関

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（平成24年8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家。



農業

肥料販売のお知らせ

農業集落排水汚泥（下水汚泥）を利用した堆肥「山武活性肥料」、「大富活性肥料」を販売しています。農業、家庭菜園、ガーデニングなどにご使用ください。

販売価格 約13kg入り1袋 100円

肥料成分 チッソ4.1%、リン6.7%、カリ0.24%

販売場所 大平地区汚水処理施設内にて指定日時のみ販売

※J A 山武郡市第3集出荷センター（やさいの里）付近です。

販売日時 毎月第2・第4火曜日

午前9時～11時

問 農商工・観光課

☎(80)1212



環境

家庭ごみの減量化を推進

資源回収運動奨励金

リサイクルできる資源物（紙類・カン・ペットボトル・繊維類等）を有効活用するため、回収運動を実施している団体（自治会・PTA・子ども会・その他団体）

に対して奨励金を交付しています。

奨励金は1kgにつき3円で、回収量に応じた額を交付します。

新たに活動を始めた団体は、環境保全課までご連絡ください。

リサイクル倉庫等の利用

紙類（ダンボール・新聞・雑誌・牛乳パック）は、市役所、各出張所に、リサイクル倉庫や回収場所を設けていますので、ぜひご利用ください。



問 環境保全課生活環境係

☎(80)1161

献血

日程 3月28日(木)
午前10時～11時45分
午後1時～午後4時
場所 成東保健福祉センター
問 健康支援課保健予防係
☎(80)1173